

写

元生畜第 1969 号
令和 2 年 3 月 18 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

和牛血統矛盾に関する都道府県の対応について

最近、宮城県をはじめとし、沖縄県及び山口県においても、和牛の血統矛盾が相次いで確認されるなど、我が国固有の財産ともいえるべき和牛の信頼を損ねる事案が多発しているところではあります。

このため、各都道府県におかれましては、下記の対応をしていただきますようお願いいたします。

記

1 和牛の血統矛盾の把握・対応

- ① 管内の登録団体（支部等）や農協等の関係団体に対し、和牛の血統矛盾案件を把握した場合は、速やかに都道府県に報告するよう指導すること。
- ② ①の報告があった場合、関係者（獣医師、家畜人工授精師及び畜産経営等）に対する立入検査により、事実関係を精査すること。
- ③ ②の結果に基づき、適正な対応（指導や処分）を行うとともに、併せて関係団体等へ指導を行うこと。
- ④ ①から③までの情報について、それぞれ、適時適切に農林水産省に報告すること。
- ⑤ ①から③までの情報について広く発信し、適切な対応をすること。

2 家畜人工授精師等に対する法令遵守の徹底

管内の獣医師、家畜人工授精師及び畜産経営等に対し、以下の指導等を徹底すること。

- ① 家畜改良増殖法等の遵守
- ② 家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について（令和元年 7 月 26 日付け元生畜第 441 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）の再周知